

震 災 等 に 係 る 被 災 代 替 償 却 資 産 特 例 申 告 書

記 載 例

〇〇〇〇年●●月〇〇日

錦 町 長 あて

(申告者)

住所又は所在地 〒 8 6 8 - 0 3 0 2

(フリガナ)

熊本県球磨郡錦町大字一武 1 5 8 7

氏名又は名称

カブシカイシャニシコウキョウ ダイヨトリシマリヤ ニシタロウ

株式会社錦工業 代表取締役 錦 太郎

印

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電 話 0 9 6 6 - 3 8 - 1 1 1 4

令和 2 年 7 月 豪雨により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第 3 4 9 条の 3 の 4 に規定する課税標準の特例を受けたいので、別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代 替 償却資産	株式会社錦工業	熊本県球磨郡 錦町大字一武 1 5 8 7	熊本県球磨郡 錦町大字一武 1 5 8 7
被 災 償却資産	株式会社錦工業	熊本県球磨郡 錦町大字一武 1 5 8 7	熊本県球磨郡 錦町大字一武 1 5 8 7

※ 代替償却資産：震災等により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいう。

被災償却資産：震災等により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資 産 の 種 類	数量	取 得 価 額 (円)		
構築物及び建物附属設備				
機 械 及 び 装 置	1		7 0 0	0 0 0
船 舶				
航 空 機				
車 両 及 び 運 搬 具				
工 具 , 器 具 及 び 備 品	1		3 5 0	0 0 0
合 計	2	1	0 5 0	0 0 0

3 震災等に係る減免適用状況

減免申請の有無	減免申請を行った市町村
有 ・ 無	錦町 ・ 錦町以外 (市 / 町 / 村)

1 特例対象者

震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替償却資産）

ア 震災等の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）に代わるものとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・ 代替えされることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

イ 震災等の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するものの

(2) 取得期限

震災等が発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して6年を経過するまでの間に取得（又は改良）されたもの

(3) 特例率

取得又は改良の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されません。）

3 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

(1) 震災等に係る被災代替償却資産特例申告書

(2) 代替償却資産対照表

(3) 被災償却資産が震災等により滅失又は損壊した旨を証する書類（被災証明書（写）・減免決定通知書（写）等）

(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類（令和2年度償却資産種類別明細書(写)等）

(5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類（被災償却資産を除却又は売却等の処分したことがわかる書類(写)等）

※ (3)は、錦町で償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。(4)及び(5)は、錦町で被災した償却資産について錦町でその代替償却資産を取得する方は提出不要です（その他必要に応じて添付書類の提出を求めることがあります。）。

(6) その他

ア 令和2年1月2日から震災等が発生する日までの間に取得し、震災等で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書(写)等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

4 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の1月31日

5 提出先

錦町役場 税務課

6 記載要領

(1) (申告者) 住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(2) (申告者) 氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

(3) 償却資産の被災原因事由は、償却資産が滅失又は損壊した原因となった震災、風水害、火災その他災害を被災原因事由として記載してください。

例) 令和2年7月豪雨により滅失又は損壊した・・・

(4) 代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

(5) 代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に挙げられた代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

(6) 震災等に係る減免適用状況

被災償却資産について、震災等に係る減免申請を行っているかどうかを記載してください。

また、減免申請を行っていた場合、錦町で減免申請を行ったか記載してください。

※ 必要に応じて被災償却資産の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。